2019年1月10日

**2019年度**

**第21回日露青年交流 日本語教師派遣事業**

**募集案内**

日露青年交流センター

　〒105-0003

東京都港区西新橋一丁目17-14

西新橋ｴｸｾﾙｱﾈｯｸｽ7階 電話　03-3509-6001

日露青年交流センターは、日露両国の政府間協定に基づき設置された日露青年交流委員会の事務局として1999年に設立され、両国間の国民レベルの人的交流の拡充、相互理解の増進を目的に事業を行っています。

当センターの主な事業の一つである日本語教師派遣事業では、ロシアにおける日本語学習への関心の高まりに応え、また優れた日本人青年による交流を図るために、日本語教師の受け入れを希望するロシアの教育機関で日本語を教える教師を支援しており、これまでに180名余りの日本語教師がロシア各地で活動してきました。

このたび、2019年度の事業を下記のとおり行うことになりましたので、お知らせいたします。

記

1. 勤務地及び契約

ロシア国内各地の高等教育機関。任地は日露青年交流センター（以下、センター）が決定し、日本人教師と受け入れ教育機関との間で雇用契約を締結します。センターが契約締結をサポートします。

1. 募集予定人数

数名

1. 業務内容

（１）ロシア各地の主に高等教育機関での日本語教授

（２）任地での青年交流、文化交流

1. 任期

　2019年9月より2020年6月までの10か月間

　※受入大学によって前後する可能性があります。

　※総合的評価によって一任期ごとに最長3期まで延長される可能性があります。

1. 支援内容

新規に派遣される日本語教師への支援内容は次のとおりです。支援対象は派遣教師

本人のみとし、家族の帯同は認められません。

（１）滞在費

 外国滞在費：（ロシア滞在の期間中）月額16万円

 　　任地滞在中の衣食住に関わる費用、日本語教育・青年交流･文化交流活動に 　　 関わる費用を賄います。任地により、加算されることがあります。

 その他、活動に関わる費用：規定により支給

（２）交通費（日本／ロシア間国際線往復航空券を含む任地までの往復交通費の負担)

（３）渡航ビザの取得

（４）海外旅行保険への加入

（５）赴任前研修

（６）健康診断費用

（７）予防接種費用

1. 派遣教育機関の待遇
2. 給与月額12,000ルーブル以上

 受入れ機関によって差があります。

1. 教師受け入れ側による住居（大学寮またはアパート）の無償提供

 最低限の居住環境は整っていますが、提供される住居設備は受け入れ先によって 差があります（ベッドルームは個室。キッチン・バス・トイレは共用の寮もあり

ます。自己責任･自己負担で民間のアパートを借りることもできます。）

1. 詳細は派遣教師と受け入れ機関の契約により決定されます。
2. 応募資格
3. 日本国籍を有する方
4. ロシアで日本語を教えるとともに日露青年交流を活性化させる意欲を有する方
5. （2019年3月末時点で）4年制大学卒業以上、22～40歳の方

＊ロシアの一部大学では修士課程修了者を希望

＊＊試験合格後、卒業（修了）証明書の提出を求めます。

1. 2019年3月末時点で、以下のいずれかの条件を満たす方
	* 1. 大学の主専攻または副専攻で日本語教育を学んだ方
		2. 日本語教師養成講座（420時間以上）を修了した方
		3. 日本語教育能力検定試験に合格した方
2. 日常生活に支障をきたさない程度の英語力又はロシア語力を有する方
3. 海外勤務に耐えうる心身ともに健康な方
4. 10か月間の任期を全うできる方
5. 赴任前研修（下記１１．参照）を全期間・全課程受けられる方
6. 日本で選考試験を受けられる方

（１０）日本から赴任できる方（ビザ取得の都合上）

（１１）環境の厳しい地方都市への赴任を厭わない方

※冬季には外気温が－40℃以下まで下がる地域もあります。また、電気や温水の

供給が一時的に止まることもあります。

（１２）ロシア語能力もしくは日本語教授経験がある方は考慮されます。

1. 応募に際しての注意

　最終合格者には、誓約書を提出していただきます。内容は以下の通りです。

派遣前もしくは派遣中にこれらの項目に違反した場合には、合格者の派遣を中止することがあります。

（１）日露政府間協定に基づく日露青年交流委員会の事業であることに鑑み、その職

務の公的性質にふさわしい行動をとるよう努める。

（２） 派遣先教育機関での日本語教授活動のみならず、任地での青年交流・文化交流活動にも貢献する。

（３） 2019年9月から2020年6月の任期中、職務の続行に支障がある、行動が職務にふさわしくない、または誓約書に違反したとセンターが判断した場合、派遣打ち切りとなり、残余任期に応じて任地活動補助費を返還する。任期途中やむを得ない都合により長期間職務につかなかった場合は、任地活動補助費の当該期間分をセンターに返還する。

（４） 毎月センター宛に翌月5日までにEメールで定期報告を行う。

（５） 赴任先地域を管轄する日本国在外公館と緊密な連絡を保つとともに、在外公館主催行事にも積極的に協力する。

（６） 赴任先教育機関との契約に関し問題が生じた場合は、自ら交渉する努力をする。その状況については、センターに報告をし、必要な方策に関し相談をする。

（７） 政治的、宗教的活動を行わない。

（８） 病気、事故、犯罪等で問題が生じた場合は、直ちにセンターおよび日本国在外

公館、赴任大学に連絡する。

（９） 旅行などで任地を離れる場合には、事前に旅行届を提出しセンターの承認を受ける。

（１０）供与された教材及び機器類（プリンター、携帯電話等）の所有権はセンターに帰属する事を踏まえ、使用にあたっては十分留意する。

（１１）赴任期間終了時、帰国報告をセンターに提出する。

（１２）自らの意志に基づいて本事業に参加し､ロシアに渡航するにあたり、滞在中のロシア国内の法令に従い自らの責任において行動する。

（１３）その他センターから指示がある場合には、その指示に従う。

1. 応募方法
2. 提出書類
	1. 所定の応募申請書（履歴書）

　市販のものは不可｡　別紙応募申請書に写真貼付のこと。

　応募申請書には、読みやすい文字で必ずEメールアドレスをご記入くださ

　い。Eメールは、当センターの担当者からのメールおよび添付ファイルが

　受け取れるよう設定してください。

* 1. 上記７．（４）の該当項目の証明書（コピー可）
	2. 上記７．（３）（４）につき、3月末時点で卒業（修了）見込みの方は、該当項目の見込証明書（原本）
1. 宛先

|  |
| --- |
| 〒105-0003　東京都港区西新橋一丁目17-14　　　 西新橋エクセルアネックス7階　日露青年交流センター 日本語教師派遣事業係 （Tel）03-3509-6001　（Fax）03-3509-6008 |

　応募についてのお問い合わせは、平日9：30～12：30、13：30～17：30の

間に受け付けています。

メールでのお問い合せは、以下担当者までお願いします。

＜担当者＞ 清水美加：shimizu@jrex.or.jp

 藤村美香：fujimura@jrex.or.jp

 岩城美里：iwaki@jrex.or.jp

応募用紙は、当センターのホームページ（[http://www.jrex.or.jp](http://www.jrex.or.jp/)）からダウンロードしてください。ダウンロードできない場合は、上記までお問い合わせください。

（３）締切

2019年2月20日(水) 正午必着（応募書類は返却しません。）

1. 選考試験

（１）書類選考

応募申請書による書類審査

選考結果は 2月28日（木）までに電子メール及び郵送にて連絡します。

（２）筆記・面接試験（書類選考合格者に対してのみ）

日　　時：2019年3月18日（月）　9:00～18:00（予定）

＊詳細な日程は書類審査結果の通知と同時にお知らせします。

場　　所：外務省会議室（予定）

試験内容：筆記試験（科目：日本語、日本語教育）

 　 外国語試験（ロシア語または英語選択）

 　 面接

選考結果は4月10日（水）までに電子メール、郵送または電話にて連絡します。

1. 赴任前研修

期間： 2019年7月30日（火）～8月8日（木）（予定）

場所： 国際交流基金日本語国際センター（埼玉県さいたま市）

 　 合宿形式で行い、往復交通費、食費・宿泊費は当センターで負担します。

以上